

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 電子調達システムの利用

本業務は、「電子調達システム」(<https://www.geps.go.jp/>) (以下「システム」という。)を利用した応札及び入札手続きにより実施するものとする。

ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

2. 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 件 名 国有建物解体撤去工事設計業務
- (2) 業 務 場 所 札幌市中央区南3条西14丁目1番1外4筆
- (3) 業 務 概 要 別紙のとおり
- (4) 業 務 期 間 契約締結日の翌日から平成29年8月31日まで

3. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条に該当しない者であること。
(未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。)
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当しない者であること。
- (3) 平成29・30年度財務省北海道地区競争参加資格において、業種区分が「建築士事務所」のB・C等級に格付けされている者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者(会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者であつて、手続き開始の決定後、上記(3)の競争参加資格について再審査を受けた者は除く。)でないこと。
- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
- (6) 当局の契約担当官等と締結した契約に違反し、又は実施した入札の落札者となりながら正当な理由なく契約を拒み、若しくは入札に際して不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められる者でないこと。
- (7) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 下記8の入札説明書等の交付を受けた者であること。

4. 入札心得書、契約条項及び仕様書を示す場所

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 10階 北海道財務局 掲示板

5. 証明書等の提出期限

持参の場合 平成29年6月1日(木) 12時00分

簡易書留郵便の場合 平成29年5月31日(水) 17時15分

6. 入札書の提出期限

平成29年6月5日(月) 17時15分

7. 開札の場所及び日時

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 11階 北海道財務局 第二会議室

平成29年6月6日(火) 10時00分

8. 入札説明書等の交付場所及び期間

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 10階 北海道財務局 管財部 第3統括国有財産管理官
公告の日から平成29年5月31日(水)までの土曜、日曜を除く8時30分から12時00分及び13時00分
から17時15分までとする。

9. 入札保証金 免除

10. 契約保証金 納付(請負金額の10分の1以上の額)

ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付
に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約
の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

11. 入札の無効

(1) 上記3に定める競争参加資格のない者の入札及び入札心得書、入札説明書により示した入札に関する条件
に違反した場合は無効とする。

(2) システムによる入札の場合においては、「電子調達システム利用規約」に違反した者の入札書は無効とする。

12. 言語及び通貨

入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

13. 消費税に関する事項

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に
1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格の108分の100に相当する金額を入札書に
記載すること。

14. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

15. 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

16. その他

(1) 「5. 証明書等の提出期限」から「7. 開札の場所及び日時」について、システムに障害が発生した場合
には、別途通知する日時に変更する場合がある。

(2) 本業務に競争参加するため新規に参加資格を得ようとする者は、平成29年5月24日(水)17時15分ま
でに「一般競争参加資格審査申請書」を提出すること。なお、申請書の提出は持参によること。

以上公告する。

平成29年5月15日

支出負担行為担当官代理
北海道財務局総務課長

高桑 誠



別 紙

国有建物解体撤去工事設計業務

業 務 内 容

建物場所 札幌市中央区南3条西14丁目1番1外4筆

建物概要	旧高検宿舎	CB造	平屋建	延面積	132.63 m ²	1棟1戸
	旧高裁宿舎	CB造	平屋建	延面積	132.00 m ²	1棟1戸
	旧高裁宿舎G棟	RC造	2階建	延面積	401.12 m ²	1棟4戸
	旧高裁宿舎H棟	RC造	2階建	延面積	401.12 m ²	1棟4戸
	旧高検物置	S造	平屋建	延面積	3.6 m ²	1棟
	旧高裁物置	S造	平屋建	延面積	12.89 m ²	1棟
付属物	囲障（レンガ）					110.98m
	囲障（コンクリートブロック）					31.50m
	縁石（高裁）					一式
	土留石造（高裁、高検）					一式
	築庭築山（高裁、高検）					一式
	貯油槽（高裁GH、高検）					一式
	防犯灯（高裁）					一式
	カーブミラー（高裁）					一式
	自転車置場（高裁）					一式
	ゴミ収集庫（高裁）					一式
	舗装（高検）					一式
	電灯（高検）					一式
	非常警報設備（高検）					一式

アスベスト含有状況 「アスベスト事前調査報告書」及び「分析調査報告書」のとおり

設計内容（改修内容）

- （１） 解体費を算出するための設計。（付属物を含む）
- （２） 現地調査により、現況を確認すること。

実施設計

- （１） 建築意匠改修設計図
- （２） 電気・機械設備改修設計図
- （３） 現地調査報告書
- （４） 工事費概算書

積算業務

- （１） 数量積算
- （２） 内訳明細書（積算数量算出書）
- （３） 見積り徴収・見積り検討資料の作成
- （４） 単価作成資料の作成